

「神戸電鉄粟生線地域公共交通網形成計画」の素案検討の  
進捗状況について

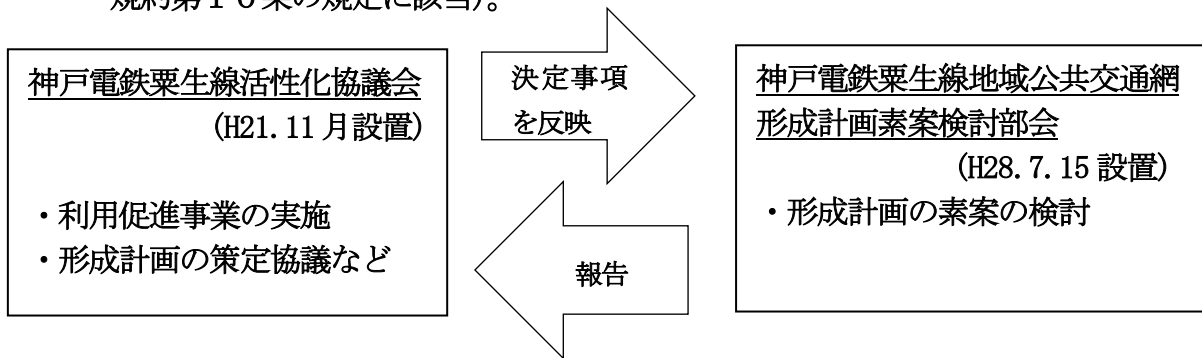
1 部会の設置

「神戸電鉄粟生線地域公共交通網形成計画」の策定協議に関し、同計画の素案の検討を行うため、「神戸電鉄粟生線地域公共交通網形成計画素案検討部会」を設置。

2 部会の概要

(1) 位置付け

神戸電鉄粟生線活性化協議会の部会として設置(神戸電鉄粟生線活性化協議会規約第10条の規定に該当)。



(2) 組織

ア 委員

氏名	役職	備考
正司 健一	国立大学法人 神戸大学 学長顧問	部会長
芦田 渉	兵庫県 県土整備部 県土企画局 交通政策課 計画班 (鉄道担当) 主幹	
久保 真成	神戸市 住宅都市局 交通政策部 交通支援担当課長	
田中 栄一	三木市 まちづくり部 交通政策課長	
大伏 滋	小野市 総合政策部 交通政策グループ 住むならおの推進グループ 課長	
松本 修治	神戸電鉄株式会社 経営企画部長 兼 鉄道事業本部 企画部長	
竹内 宏	神姫バス株式会社 バス事業部 計画課 地域公共交通担当課長	
金鹿 功	三木商工会議所 副会頭	

イ オブザーバー

氏名	役職	備考
北川 健司	国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 交通企画課長	

(3) 調査検討内容

ア 「神戸電鉄粟生線地域公共交通総合連携計画」の評価

同計画に掲げられた施策の進捗状況及び効果を確認し、計画の評価を行う。  
効果が少ないと考えられる施策についてはその原因を分析し、その課題を形成計画の策定に反映する。

イ 粟生線沿線の公共交通の現状の整理

粟生線沿線の公共交通のルート、便数、利用状況等を把握するとともに、現在の沿線公共交通の利用実態等について、その現状と課題を整理する。

ウ さまざまな条件下での沿線公共交通の将来予測分析

将来の需要予測データ等を踏まえ、神戸電鉄粟生線の運行を継続した場合、運行を休止した場合等のメリット及びデメリットの整理、将来動向の予測分析を行う。

エ 沿線公共交通網の将来の姿の検討

上記の「将来予測分析」の結果を踏まえ、考えられる現状の課題及び改善策を検討し、将来の公共交通網の姿を検討する。

オ 「神戸電鉄粟生線地域公共交通網形成計画」の素案の取りまとめ

上記の調査及び分析結果を踏まえ、粟生線沿線地域における公共交通を維持していくための基本方針及び目標を設定する。

また、それらを実現していくための具体的な施策及び関係者の役割を明らかにした上で、形成計画素案の検討を行う。

(4) スケジュール

	開催時期	内容
第1回	7月15日(金)	(※下記参照)
第2回	9月頃	・「神戸電鉄粟生線地域公共交通総合連携計画」の評価 ・粟生線沿線の公共交通の現状の整理
第3回	10月頃	・さまざまな条件下での沿線公共交通の将来予測分析
第4回	12月頃	・沿線公共交通網の将来の姿の検討
第5回	2月頃	・「神戸電鉄粟生線地域公共交通網形成計画」の素案の取りまとめ(最終調整)

※ 第1回部会の実施概要

日時：平成28年7月15日(金) 13:15～15:00

場所：三木市立教育センター 4階 大研修室

内容：規約の承認、部会長の選出(正司部会長)、調査検討内容の確認

## 神戸電鉄粟生線地域公共交通網形成計画素案検討部会規約

### (設置)

第1条 神戸電鉄粟生線活性化協議会（以下「協議会」という。）は、協議会規約第1条の規定に基づく神戸電鉄粟生線地域公共交通網形成計画の素案の検討を行うため、協議会規約第10条の規定に基づき、神戸電鉄粟生線地域公共交通網形成計画素案検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 部会は、別表1に掲げる委員及びオブザーバーをもって組織する。

- 2 部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (事務局)

第3条 部会の事務を処理するため、部会に事務局を置く。

- 2 事務局は、三木市まちづくり部交通政策課に置く。

### (会議)

第4条 部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、部会長が招集する。

- 2 会議の議長は、部会長が務める。
- 3 会長が会議に出席できないときは、あらかじめ会長から指名された者が議長に当たる。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ部会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 6 会議の議決は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、全会一致が成立しない場合は、出席委員の過半数で決する。
- 7 会議は、原則として非公開とする。
- 8 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 9 前8項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

### (報酬)

第5条 委員の報酬は、神戸電鉄粟生線活性化協議会報酬規程に基づき支給する。

(補則)

第6条 この規約に定めるもののほか、部会に関し必要な事項又は規約に疑義が生じた事項については、部会で協議の上、定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成28年7月15日から施行する。
- 2 この規約は、平成29年3月31日限りで失効する。
- 3 最初に開かれる部会は、第4条第1項の規定にかかわらず、協議会が招集する。

別表1（第2条関係）

委員

氏名	役職
芦田 渉	兵庫県 県土整備部 県土企画局 交通政策課 計画班（鉄道担当） 主幹
久保 真成	神戸市 住宅都市局 交通政策部 交通支援担当課長
田中 栄一	三木市 まちづくり部 交通政策課長
大伏 滋	小野市 総合政策部 交通政策グループ 住むならおの推進グループ 課長
松本 修治	神戸電鉄株式会社 経営企画部長 兼 鉄道事業本部 企画部長
竹内 宏	神姫バス株式会社 バス事業部 計画課 地域公共交通担当課長
金鹿 功	三木商工会議所 副会頭
正司 健一	国立大学法人 神戸大学 学長顧問

オブザーバー

氏名	役職
北川 健司	国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 交通企画課長

（役職は、平成28年7月15日現在）